

令和3年度第1回多良木町議会(6月定例会議)

招 集 年 月 日	令和3年6月8日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和3年6月8日			午前10時00分
開 閉 宣 告	散	会	令和3年6月8日			午後0時04分
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	7番	源嶋 たまみ		8番	豊永 好人	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 司	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	—	生涯学習課			
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住民ほけん課長	岡 本 雅 博		
	会 計 管 理 者	大 石 浩 文	住民ほけん課			
	総 務 課 長	仲 川 広 人	福祉課長	新 堀 英 治		
	総 務 課	金 子 め ぐ み	福祉課			
	企画観光課長	林 田 浩 之	建設課長	林 田 裕 一		
	企画観光課		建設課			
	危機管理防災課長	椎 葉 純	農林整備課長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課		農林整備課			
	税 務 課 長	東 健 一 郎	産業振興課長	小 林 昭 洋		
	農委事務局長	小 田 章 一	産業振興課			

会 議 に 付 し た 事 件

発議第 1 号	多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
報告第 1 号	多良木町税条例等の一部を改正する条例
報告第 2 号	令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第12号）
報告第 3 号	令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 6 号）
報告第 4 号	令和 2 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
報告第 5 号	令和 3 年度多良木町一般会計補正予算（第 1 号）
報告第 6 号	令和 2 年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
議案第 1 号	立木処分について
議案第 2 号	多良木町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 3 号	多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 4 号	多良木町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 5 号	令和 3 年度多良木町一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 号	令和 3 年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 号	令和 3 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから、令和 3 年度第 1 回多良木町議会(6 月定例会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

5 番村山昇さん。

○5 番(村山昇君) おはようございます。議会運営委員長の報告をいたします。

令和 3 年 6 月 3 日及び本日、委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和 3 年度第 1 回多良木町議会(6 月定例会議)の議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。

会議日程につきましては、本日 6 月 8 日から 6 月 15 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日は、日程第 4、発議第 1 号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについての審議・採決終了後、日程第 5、報告第 1 号から日程第 10、報告第 6 号までは、本日報告を受けることといたします。また、日程第 11、議案第 1 号から日程第 17、議案第 7 号までについては、本日説明のみとし、6 月 14 日に審議・採決を行います。本日の会議終了後から 11 日までは各常任委員会といたします。

14 日の議案審議・採決終了後と 15 日は一般質問を行います。今回 3 名の方より通告があつており、お手元に配付のとおり順番で行います。

請願・陳情につきましては、今回 1 件の提出があつており、お手元に配付しております請願文書表のとおり、関係常任委員会へ付託いたしました。

15 日の議会最終日の日程第 2、同意第 1 号から日程第 5、同意第 2 号の人事案件までにつきましては、投票による表決といたします。

なお、本定例会議の運営につきましても、新型コロナウイルス感染予防の観点から、議場への出席者のマスク着用を議長が許可しております。発言する際もマスク着用のままお願いいたします。傍聴者の方へもマスクの着用をお願いするとともに、一定の間隔をとっての着席をお願いしております。また、十分な換気と執行部説明員以外の職員の出席を必要最小限といたしております。

以上、慎重審議をいたしましたので報告いたします。

なお、詳細について不明な点は私か事務局長にお尋ねください。以上で報告を終わります。

○議長(高橋裕子さん) それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、お手元に配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(高橋裕子さん) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、7 番源嶋たまみさん、8 番豊永好人さんの両名を指名いたします。

日程第 2 「諸般の報告及び行政報告」

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しておりますA4版の報告用紙のとおりでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。私からの報告は以上で終わります。

なお、お手元に配付しておりますとおり、多良木町監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年度の2月分、3月分、4月分、令和3年度4月分の例月出納検査の結果報告書が議会に提出されておりますので、報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いします。

人吉球磨広域行政組合、6番魚住憲一さん。

○6番（魚住憲一君） おはようございます。人吉球磨広域行政組合の報告をいたします。

令和3年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が3月25日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開会されました。日程第1として一般会計予算、日程第2、一般会計経費の負担金の総額。議案ごとに質疑・採決を行い、原案どおり可決されました。追加日程第1、一般会計補正予算、追加日程第2、一般会計経費の負担金の総額の補正。2の質疑・採決を行い、原案どおり可決されました。

それと令和3年第2回人吉球磨広域行政組合臨時会が5月31日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会いたしました。日程第1、議席の指定、日程第2、会議録署名議員の指名、日程第3、会期の決定、日程第4、議会運営委員会の選任、日程第5、専決処分を求めることについて、日程第6、監査委員の選任につき同意を求める。議案ごとに質疑・採決を行い、原案のとおり承認、また代表監査委員に選任することに同意決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 次に、上球磨消防組合、10番宇佐信行さん。

○10番（宇佐信行君） おはようございます。令和3年第1回上球磨消防組合臨時会の報告をいたします。

臨時会は令和3年4月27日開会され、会期の決定ということで、4月の27日、1日に決定とし、日程第3、議案第3号、物品売買契約の締結について。1、事業名、水難救助車購入事業。納入場所、上球磨消防組合消防本部。契約の方法、指名競争入札。契約金額、756万8,000円。契約の相手方、熊本市東区健軍1丁目31番7号、株式会社田原商会 代表取締役成良 仁志。本議案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

日程第4といたしまして、委員会調査報告について。上球磨消防組合消防庁舎建設特別委員会橋本委員長より、調査の経過及び概要が報告されました。これにつきましても、全会一致で原案のとおり可決をされました。

以上で報告を終わりますが、わからない点がありましたら、同僚の猪原議員か私の方までお願いをいたします。終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで諸般の報告を終わります。

町長及び教育長から行政報告の申し出があつておりますが、お手元に配付しておりますA4版の報告用紙のとおりということでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。

これで行政報告を終わります。

日程第3 「請願・陳情について」

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第3、請願・陳情につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりでございます。

多良木町議会会議規則第91条の規定により、受理番号1、新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願は、総務産業常任委員会へ付託しましたので報告いたします。

日程第4 「発議第1号」 多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第4、発議第1号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長 村山昇さん。

○5番（村山昇君） 発議第1号、令和3年6月8日、多良木町議会議長 高橋 裕子 様。

提出者 議会運営委員会委員長 村山 昇。

多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて。

上記の議案を、別紙のとおり多良木町議会会議規則第13条第1項及び第3項の規定により提出する。

提出の理由

平成22年発議第4号、平成26年発議第3号及び平成27年発議第6号により改正した多良木町報酬及び費用弁償に関する条例第3条ただし書及び同条第2項の規定について、地方自治法との法的協調性を確保するため改正するものであります。

条例の改正する内容につきましては、事務局長より説明をお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 事務局長。

○議会事務局長（浅川英司君） それでは、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の改め文を朗読いたします。

多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

多良木町報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年多良木町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

別表第2中「議会議員」の次に「（議員が出張した場合及び特別委員会の会議に出席した場合に限る。）」を加える。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から提出されました発議第1号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。それではここで、町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） おはようございます。それでは私の方から、令和 3 年度第 1 回多良木町議会（6 月定例会議）の提案理由をご説明いたします。

今回審議をお願いいたします案件は、まず、地方自治法第 180 条及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定に基づき専決処分を行っております。

行いました専決処分は、多良木町税条例等の一部を改正する条例、令和 2 年度一般会計補正予算（第 12 号）ほか、特別会計 2 件を合わせました令和 2 年度の補正予算が 3 件、それに令和 3 年度一般会計補正予算（第 1 号）、以上合わせまして 5 件の専決処分のご報告と、令和 2 年度から令和 3 年度へ繰り越しました事業の繰越明許費繰越計算書の報告が 1 件でございます。

次に条例等の議案といたしまして、町有林の立木処分が 1 件、多良木町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例ほか、条例の一部改正が 3 件でございます。また、令和 3 年度の補正予算といたしまして、一般会計、特別会計合わせまして 3 件の補正予算でございます。

それから人事案件といたしまして、固定資産評価員の選任など、4 件の人事案件を上程をさせていただいております。以上、全部で 17 の案件でございます。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明をいたしますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたします。私からの提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第 5 「報告第 1 号」 多良木町税条例等の一部を改正する条例

○議長（高橋裕子さん） 町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第 5、報告第 1 号、多良木町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

報告を求めます。東税務課長。

○税務課長（東 健一郎君） それではご説明申し上げます。

報告第 1 号、専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

1 枚開けていただきまして、専決処分書の写しでございます。専決処分第 5 号、1、専決処分した事件、多良木町税条例等の一部を改正する条例、2、専決処分の理由、令和 3 年 3 月 31 日に地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、原則として令和 3 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、多良木町税条例等の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 7 号の規定により専決処分したものでございます。

1 枚開けていただきまして、改正条例の改め文を付けておりますが、今回の改正につきましては、現下の経済情勢等を踏まえた上で、令和 3 年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整、軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うものでございまして、町長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、令和 3 年 4 月 1 日施行分についてのみ専決処分したものでございます。

内容につきましては、新旧対照表の方でご説明申し上げます。

新旧対照表の 1 ページをご覧ください。表題の 2 段目、第 1 条による改正でございまして、多良木町税条例でございます。

まず第 36 条の 3 の 2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書第 4 項につきましては、地方税法の法改正に合わせて改正を行ったものでございまして、給与所得者の扶養親

族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止を規定したものでございます。またこれ以降の条項改正につきましては、すべて法改正に合わせて改正を行ったものでございます。次に第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書第4項につきましては、公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止を規定したものでございます。

次に第53条の8、特別徴収税額、次のページになりますが、第1項第1号につきましては、退職所得申告書の定義に係る規定の整備でございます。次に第53条の9、退職所得申告書第3項につきましては、項の追加を行い、退職所得申告書の電子提出に係る規定を新設し、税務署長の承認を不要としたものでございます。次の第4項は読替え規定でございます。

次に3ページにかけてでございますが、第81条の4、環境性能割の税率につきましては、軽自動車税の環境性能割税率に関する読替え規定を対象に追加を行い、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直すものということでございます。

次からは附則部分の改正になりますが、第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、条例の項ずれによる改正を行ったものでございます。

次に、ページは5ページになりますが、第10条の4、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等第2項につきましては、被災住宅用地の申告特例を令和4年度まで延長するものということでございます。

次に第10条の5、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等につきましては、条を新設し、第1項では住宅用地に対する課税標準の特例を受けていた被災住宅用地につきまして、賦課期日現在は住宅用地として使用できないことを町長が認めた場合には、住宅用地とみなして固定資産税の特例の適用ができることから、1月31日までに申告書を提出しなければならないと規定しております。また第1号から第4号まではその申告書の内容等を規定しております。

次に6ページの中段あたりでございますが、第2項では、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受ける土地について、令和3年度分及び令和4年度分については、通常の住宅用地の申告は必要としないということを規定しております。次に第3項では、平成30年7月豪雨により被災した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地、いわゆるマンションの敷地でございますが、これに対する固定資産税額の按分の申し出は、代表者が毎年1月31日までに申告書を提出しなければならないと規定しております。また第1号から第5号まではその申告書の内容等を規定しております。

次に7ページになりますが、第4項では仮換地の場合におきましての読替え規定を規定しております。次に第11条の見出し、土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義につきましては、年度改正を行ったものでございます。次に第11条の2、令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例につきましては、見出し及び第1項並びに第2項において年度改正を行い、課税標準据置年度において、土地価格の下落修正を行う特例期限を、令和5年度まで延長したものでございます。

次に8ページでございますが、第12条、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例につきましては、見出し及び第1項から第5項において年度改正等を行い、負担調整措置として固定資産税の特例期限を令和5年度まで延長したものでございます。また、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する宅地等につきましては、前年度の税額に据置く特別な措置を行うものでございます。

次にページは10ページとなりますが、第13条、農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例につきましては、見出し及び第1項において年度改正等を行い、負担調整措置として固定資産税の特例期限を令和5年度まで延長したものでございます。また、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する農地につきまし

ては、前年度の税額に据置く特別な措置を行うものでございます。

次に 11 ページにかけてでございますが、第 14 条、免税点の適用に関する特例につきましては、規定の整備を行い改正を行ったものでございます。次に第 15 条、特別土地保有税の課税の特例につきましては、第 1 項及び第 2 項において年度改正等を行い、固定資産税の特例期限を令和 5 年度まで延長したものでございます。

次に 12 ページ、第 15 条の 2、軽自動車税の環境性能割の非課税につきまして、軽自動車税環境性能割を 1%分軽減する臨時的期限を、令和 3 年 12 月 31 日までということで 9 カ月延長するものでございます。次に第 15 条の 2 の 2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例第 2 項につきましては、読替え規定を対象に追加改正を行ったものでございます。次に第 16 条、軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、第 1 項から第 8 項まで改正及び追加を行ったものでございます。内容といたしましては、軽自動車税種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び 25%軽減の対象を、営業用乗用車に限定したうえで特例の期限を 2 年間延長したものでございます。

次にページは飛ばしまして 15 ページでございますが、第 16 条の 2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては、項ずれを修正反映させたものでございます。次に第 22 条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等につきましては、適用年度を令和 8 年度までとしたものでございます。

次に 16 ページにかけてでございますが、第 26 条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例第 2 項につきましては、項の追加を行い、住宅借入金等特別税額控除の対象が平成 22 年度から令和 15 年度までとされていたものを令和 17 年度まで延長し、居住年については平成 21 年から令和 3 年までの各年とされていたものを令和 4 年までの各年としたものでございまして、住宅借入金等特別税額控除の拡充及び延長を規定したものでございます。

次に 17 ページからの第 2 条による改正でございます。多良木町税条例の一部を改正する条例でございますが、この改正につきましては、令和 2 年改正法第 2 条の法律改正にあわせて行うものでございます。改正方法といたしましては、令和 2 年度第 3 回多良木町議会 9 月定例会議におきまして、多良木町税条例の一部を改正する条例といたしましてご提案しご可決いただきました条例の一部を改正するものでございます。内容といたしましては、項ずれ等を修正反映させたものでございます。

最後に 19 ページからの附則部分でございますが、第 1 条、施行規則につきましては、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行するとしたものでございます。また第 2 条では町民税、第 3 条では固定資産税、第 4 条では軽自動車税につきまして、それぞれ経過措置を設けております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで、報告第 1 号、多良木町税条例等の一部を改正する条例を終わります。

日程第 6 「報告第 2 号」 令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第 12 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 6、報告第 2 号、令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第 12 号）を議題といたします。

報告を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 報告第2号、専決処分報告について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページに専決処分書の写しを付けております。専決処分第6号、1、専決処分した事件、令和2年度多良木町一般会計補正予算（第12号）、2、専決処分の理由、年度末になって歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第180条第1項並びに町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号及び第4号の規定により専決処分したものでございます。令和3年3月31日に専決処分を行っております。

次のページから補正予算書の方を添付いたしております。

令和2年度多良木町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正で第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,789万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億9,233万2,000円としたものでございます。

第2条におきまして地方債の補正を行っております。この補正におきましては、年度末におきます一般財源、それから特定財源の確定などに伴いまして、基金の取り崩し、それから基金の積み立てを調整いたしております。

6ページをお願いいたします。第2表の地方債の補正でございます。変更といたしまして、起債の目的欄の2、過疎対策事業債から10、減収補填債まで、4種類の地方債を合計で2,057万6,000円減額をいたしております。いずれも、事業費の確定などによるものでございます。

9ページをお願いいたします。歳入でございます。款の3、利子割交付金から、款の10、地方交付税までにつきましては、今回補正の一般財源の調整分として増額をいたしております。款の12、分担金及び負担金から11ページをお願いいたします。款の15、県支出金までにつきましては、交付決定など、決算見込みにより増減を行ったものでございます。款の17、寄附金、目の2、指定寄附金で789万8,000円補正をいたしております。多良木町ふるさと応援寄附基金ということで、この補正によりまして、令和2年度の寄附金合計が9,789万8,000円の見込みでございます。款の18、繰入金、項の1、基金繰入金、節の2、町づくり推進事業基金繰入金で4,405万円の減、節の3、多良木町ふるさとづくり納税寄附基金繰入金で1,130万円の減。いずれも説明欄のとおり取りくずしを取りやめまして、一般財源、それから特定財源の決算見込みにより財源を調整したものでございます。

12ページをお願いいたします。款の21、町債で2,057万6,000円の減額を行っております。第2表の地方債補正でも説明しましたとおり、事業費の確定などにより、説明欄のとおり増減を行ったものでございます。

13ページをお願いいたします。歳出でございますが、歳入予算の補正により財源組替がほとんどでございます。款の2、総務費、項の1、総務管理費、目の14、基金費、節の24の積立金でございますが、説明欄の多良木町ふるさとづくり納税寄附基金積立に789万9,000円、多良木町公共施設整備基金積立に3,000万円を計上いたしております。今回の補正予算、歳入予算の補正、それから令和2年度の決算見込みにより積み立てでございます。積立後の基金現在高の見込みにつきましては、ふるさとづくり納税寄附基金が2億1,644万4,000円、公共施設整備基金が2億4,334万円となる見込みでございます。

16ページをお願いいたします。継続費の調書を付けておりますが、今回、財源の地方債の補正を行っておりますので添付をいたしております。事業名は防災行政無線整備事業でございます。この表の右側から3列目のところですが、当該年度末までの支出予定額ということで、合計で5億6,760万ということでございます。

17ページには、地方債の調書を付けております。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これで報告第2号、令和2年度多良木町一般会計補正予算（第12号）を終わります。

日程第7 「報告第3号」 令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）
補正予算（第6号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第7、報告第3号、令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第6号）を議題といたします。

報告を求めます。岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは、報告第3号につきましてご説明をさせていただきます。

報告第3号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。専決処分の写しを添付してございます。

専決処分第7号、専決処分した事件、令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第6号）、2、専決処分の理由、年度末になって歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第4号の規定により専決処分したものでございます。専決処分の日付につきましては、3月31日でございます。

次のページをお開きください。令和2年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,833万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,729万4,000円とするものでございます。

今回の専決処分につきましては、県補助金の交付決定等が主な理由ということでございます。詳細につきましては事項別明細書の方でご説明をさせていただきますので、6ページをお開きください。

まず歳入でございますが、款の1、国民健康保険税、項の1、同じ名目でございます。目の1、一般被保険者国民健康保険税ということで56万6,000円の減額補正でございます。これにつきましては、決算見込みによる減額補正ということでございます。節の3、介護納付金分現年課税分、これにつきましては23万減額しておりますけれども、減額後の予算につきましては1,777万円でございます。その下の4、医療給付費分の滞納繰越分でございます。33万6,000円減額しておりますが、減額後につきましては826万4,000円という予算額になります。

一つ飛ばさしていただきまして款の4、県支出金、項の1、県補助金、目の1、保険給付費等交付金でございます。補正額といたしましては1,822万円の減額でございます。その内訳につきましては節にありますとおり、普通交付金が2,450万9,000円の減額、特別交付金につきましては628万9,000円の増額でございます。その詳細が右の説明欄に記載しているとおりでございます。次に款5、財産収入、項の1、財産運用収入でございます。また目の1、利子及び配当金でございますが、これは基金から発生いたしました利子相当分を受け入れるということでございまして、その金額につきましては18万3,000円の増額ということでございます。

次に7ページをご覧くださいと思います。款の6、繰入金、項の1、他会計繰入金、目

の1、一般会計繰入金でございます。これにつきましては、令和2年度の実績が1件42万円ということでございまして、その分で算定をしているところでございます。その算定の理由につきましては、出産育児一時金等の繰入金ということでございまして、これにつきましては2人分を確保しておりましたけども、結局、実績で1名ということで、42万円の3分の2相当額を減額するというものでございます。

歳入の最後ですが、款の8、諸収入、3、雑入、目の5、雑入でございます。これにつきましては診療報酬等過年度収入といたしまして55万8,000円を増額とするものでございます。これにつきましては令和元年度分でございますけども、2月分の診療報酬について概算払をしていたということでございますが、その額が令和2年度になって確定をしたためでございます。その差額分を受け入れるというものでございます。次に歳出を説明させていただきます。

8ページをお開きください。一つ飛ばさせていただきます。款の2、保険給付費、項1、療養諸費、目の1、一般被保険者療養給付費でございます。補正額につきましては567万7,000円の減額でございます。それからその下の目の3、一般被保険者療養費、補正額が43万8,000円の減額でございます。これらにつきましては、県補助金の交付決定による減額でございます。ただしあの4月以降に予測できない請求があることが予測されておりましたので、県補助金の減額にあわせまして、その差額分につきましては一般財源で対応するというところでさせていただきます。

次に款の2、保険給付費、項の2、高額療養費、目の1、一般被保険者高額療養費でございます。692万3,000円の減額でございます。これにつきましても予算調整ということで、その不用額分を減額するものでございます。それから款の2、保険給付費、項の4、出産育児諸費、目の1、出産育児一時金でございます。補正額が42万円の減額ということでございます。これにつきましては、先ほど歳入の欄でご説明をさせていただいたとおりでございます。

9ページをご覧くださいと思いますが、款の7、基金積立金、項の1、基金積立金、目の1、国民健康保険給付基金積立金でございます。これも歳入のところでご説明いたしました。18万3,000円増額をさせていただきます。なお、この積立後の基金の残高につきましては1億7,567万7,000円ということになります。

最後に款の8、諸支出金、項の2、繰出金、目の1、直営診療施設勘定繰出金でございます。511万円の減額ということでございますが、これにつきましては、県の補助金の確定ということに伴うものでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これで報告第3号、令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第6号）を終わります。

日程第8 「報告第4号」 令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第8、報告第4号、令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

報告を求めます。岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは報告第4号につきましてご説明させていただきます。

専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告をするものでございます。

次のページをお開きください。専決処分書の写しを添付させていただいております。専決処分第 8 号、1、専決処分した事件、令和 2 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）、2、専決処分の理由、年度末になって歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 4 号の規定により専決処分したものでございます。なお日付につきましては 3 月 31 日でございます。

次のページをお開きください。補正予算書を添付してございます。令和 2 年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,431 万 3,000 円とするものでございます。

今回の専決処分につきましては、保険料の収入見込み額の変更及び広域連合への負担金の変更等が主な理由ということでございます。詳細につきましては事項別明細書の方でご説明をさせていただきます。

5 ページをお開きください。主なものについてご説明をさせていただきます。まず歳入でございます。款の 1、後期高齢者医療保険料、項の 1、同名でございます。目の 1、特別徴収保険料、それから目の 2、普通徴収保険料ということでございますが、それぞれ補正額といたしまして 172 万 6,000 円の増、それから 45 万 3,000 円の減ということでございます。この両方ともいづれにつきましても決算見込みということで増減をさせていただいているところでございます。

二つ飛ばさせていただきまして款の 5、諸収入、4、受託事業収入、目の 1、後期高齢者医療連合受託事業収入ということで、補正額につきましては 89 万円の減額でございます。これにつきましては、広域連合から収入いたします健診受託事業の決算見込みというものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。一つ飛ばさせていただきまして款の 2、後期高齢者医療広域連合納付金、項の 1、後期高齢者医療広域連合納付金、目の 1、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。補正額につきましては 150 万 5,000 円の増額ということでございます。これにつきましては、県広域連合に納付する保険料負担金の確定によりまして、今回増額の補正をしているところでございます。

次に款の 3、保険事業費、項の 1、健康保持増進事業費、目の 1、健康診査費でございます。補正額につきましては 104 万 7,000 円の減額でございます。これにつきましては役務費、委託費それぞれに関しまして、決算見込みによる不用額分を減額するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第 4 号、令和 2 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

（午前 10 時 56 分休憩）

（午前 11 時 04 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 「報告第5号」 令和3年度多良木町一般会計補正予算（第1号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第9、報告第5号、令和3年度多良木町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

報告を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 報告第5号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分の写しを付けております。専決処分第1号、1、専決処分した事件、令和3年度多良木町一般会計補正予算（第1号）、2、専決処分の理由、新型コロナウイルス感染症対策に予算措置の必要があるため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第5号の規定により専決処分したものでございます。令和3年4月30日に専決処分を行っております。

次のページをお願いいたします。予算書を付けております。令和3年度多良木町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正で第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,010万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億510万1,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次交付金の一部を予算化し、またワクチン接種経費についても補正をいたしております。

8ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入でございますが、款の14、国庫支出金、項の2、国庫補助金、目の1、総務費国庫補助金、節の1、総務費補助金で1億1,450万6,000円を増額いたしております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。款の15、県支出金、項の2、県補助金、目の1、総務費県補助金、節の5、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金で1,553万9,000円を追加いたしております。これは国の臨時交付金事業のうち、県の対象事業分を計上したものでございます。款の19、繰越金で5万5,000円を今回の補正の一般財源分として計上いたしております。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。款の2、総務費、項の1、総務管理費、目の18、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、補正額が1億3,003万2,000円でございます。全員協議会でもご説明させていただきました事業を補正いたしております。主に暮らし応援券発行事業、1人1万円の方でございます。それから、事業者向け感染防止設備導入補助金などがございます。

節の1の報酬から節の8の旅費までにつきましては、暮らし応援券事業、それからスクールサポートスタッフ事業の会計年度任用職員分、それから職員の超過勤務手当分を計上いたしております。節の10、需用費で239万円を補正いたしておりますが、公共施設用の消毒液など、また暮らし応援券事業の経費でございます。

節の11、役務費で223万2,000円通信運搬費、それから節の12、委託料で23万1,000円電算システム改修委託料ということで、暮らし応援券事業分でございます。節の13、使用料及び賃借料で14万8,000円自動車借上料でございますが、移動困難者のワクチン接種会場への輸送支援事業でタクシー借上料を計上いたしております。

節の18、負担金補助及び交付金で、まず負担金でございますが、上球磨消防組合で93万円でございます。これは救急活動等におきます感染防止対策費の負担金でございます。構成4町村でこの臨時交付金で負担するというようになっております。

補助金で新型コロナウイルス感染症感染防止対策設備等導入補助ということで、3,000万円を計上いたしております。事業者向けの補助金でございます。交付金で暮らし応援事業交付金で9,210万円を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。款の4、衛生費、項の1、保健衛生費、目の10、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で200万円を補正いたしております。今後見込まれます必要経費を各節、説明欄のとおり追加いたしましたものでございます。今回現時点では一般財源で措置をしているところでございます。

款の9、消防費、項の1、消防費、目の1、消防総務費で93万円減額をいたしておりますが、当初で既に計上いたしておりましたものを、コロナの臨時交付金事業への移し替えをしたものでございます。

款の10、教育費、項の1、教育総務費、目の2、事務局費100万5,000円の減額でございますが、スクールサポートスタッフ分でこちらも既に当初で計上いたしておりました。先ほどの臨時交付金事業への移し替えでございます。

11ページからは給与費明細書を付けております。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号、令和3年度多良木町一般会計補正予算（第1号）を終わります。

日程第10 「報告第6号」 令和2年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第10、報告第6号、令和2年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 報告第6号、令和2年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法第213条第1項の規定により繰越した経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。繰越計算書を付けております。令和2年度第7回（3月会議）の補正（第11号）で可決された、令和2年度から令和3年度へ繰越した17の事業でございます。

2ページの合計欄のところをお願いいたします。まず翌年度繰越額の合計のところは7億6,493万4,000円でございます。この財源内訳といたしまして、既収入特定財源はございません。未収入特定財源といたしまして、国県支出金が4億728万6,000円でございます。

地方債が2億3,550万円でございます。こちらは過疎対策事業債が1億8860万円、災害復旧事業債が3,430万円、防災減災国土強靱化緊急対策事業債が1,260万円の内訳となっております。

その他の財源といたしまして55万4,000円ですが、農業用施設災害復旧費の分担金でございます。一般財源の方が1億2,159万4,000円でございます。

事業の現在の進捗状況でございますが、ほとんどがまだ実施中ということで、1ページに戻っていただきまして、3の民生費の介護施設整備事業、それから款の7の商工費の中小企業振興補助事業につきましては完了をいたしております。2ページの災害復旧費のところですね、農業用施設災害復旧事業、それから公共土木施設災害復旧事業については、一部が完了して

いる状況というところでございます。以上で報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これで報告第6号、令和2年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。
これから上程します日程第11、議案第1号から日程第17、議案第7号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、7日目の6月14日に審議・採決をお願いしたいと思います。

日程第11 「議案第1号」 立木処分について

○議長（高橋裕子さん） それでは、日程第11、議案第1号、立木処分についての説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） 議案第1号についてご説明をさせていただきます。
立木処分について。令和3年度において、下記のとおり多良木町公有林林地の立木を処分することとするものでございます。
この立木処分につきましては、町有林の主伐事業のことを言いまして、平成23年度より事業を開始し、今年度で11年目になります。事業の内容としましては、多良木町森林組合に委託し、林業従事者の雇用促進、各種林業作業の修練の場として活用できるよう実施しているものでございます。現在では約90ヘクタールの主伐が終わり、作業としましては防護ネット、地拵え、植栽、下刈り等の作業を行っているところでございます。
今年度の場所につきましては、下記の表において説明をさせていただきたいと思います。
番号1号、大字黒肥地字葉木。林小班12林班の27小班。林齢59年生。面積8.51ヘクタール。樹種ヒノキ。材積2920.58立米、こちらにつきましては立木調査後の材積となっております。
提案理由としまして、普通財産の立木を処分するには、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。
以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

日程第12 「議案第2号」 多良木町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第12、議案第2号、多良木町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例を定めることについての説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第2号についてご説明申し上げます。
多良木町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。今回の改正につきましては、ふるさと納税の寄附金に係る積み立て規定を改正するものでございます。次のページの新旧対照表の方で説明をさせていただきます。
まず改正前の基金への積み立ての第4条でございますが、基金として積み立てる額は、第2条の規定により寄附された寄附金の額とするとなっておりますものを、改正後の方では、寄附

額のうち一般会計歳入歳出予算で定める額とするということで改正をお願いするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというので、これまで年度中の寄附金につきましては、当該年度に全額積み立てを行ってまいりました。寄附に対します返礼品や送料、委託料等の経費につきましては、一般財源で措置をしてきたところでございます。

令和2年度の寄附金が1億近い金額となりまして、返礼品などの経費に要します一般財源もこう多額になってきているところでございます。寄附の基金の取り崩しによりまして経費の算出するというところも考えられるところでございますが、寄附そのものが使う目的ごとに寄附をされております。基金につきましても、その目的ごとに管理をしておりますので、目的に沿った取り崩しが必要だろうというふうに考えております。

令和2年度の途中からふるさと納税の事業を一般財団法人たらぎまちづくり推進機構へ補助金を支出して実施をいたしております。補助金につきましては、返礼品や送料、委託料等の実質経費でございます。今回の積み立て規定の改正によりまして、他の自治体の例をモデルにしまして寄附金のうち3割を予算措置して基金へ積み立て。残りの7割のうち、一般会計で支出すべき額を除いた部分を財団へ補助金として支出しまして、ふるさと納税事業を担ってもらおう方針で今回の改正をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第13 「議案第3号」 多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第13、議案第3号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについての説明を求めます。

東税務課長。

○税務課長（東 健一郎君） それでは、議案第3号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

今回の条例の改正理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、多良木町税条例の一部を改正するものでございます。

なお、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第7号の規定により、令和3年4月1日施行分につきましては専決処分し、報告第1号で報告をいたしましたところでございますが、令和3年4月1日施行分以外の分につきましては、今回提案するものということでございます。詳細につきましては、新旧対照表の方でご説明申し上げます。

次のページをご覧ください。多良木町税条例の一部を改正する条例新旧対照表ということでまず第24条から附則第5条までにつきましても改正に至りました経緯でございますが、税制改正によりまして、個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取り扱いの見直しが行われ、令和6年度分以後の個人住民税につきまして、30歳以上70歳未満の国外居住親族は、原則として扶養控除の対象外とされたところでございます。このことから、個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額及び個人住民税の均等割の減額につきましても、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養親族の取り扱いと同様とするために、今回条例改正を行うものでございます。

それではまず第24条、個人の町民税の非課税の範囲第2項につきましては、政令改正に合わせて改正を行うものでございまして、扶養親族の定義を（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項については同じ。）としたものでございます。

次に第 32 条、個人の均等割の軽減につきましては、法改正にあわせて改正を行うものでございまして、第 1 号を削り字句を整理し、扶養親族の定義を（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）としたものでございます。

次に第 36 条の 3 の 3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書につきましては、法改正にあわせて改正を行うものでございまして、扶養親族の定義を（年齢 16 歳未満の者に限る。）としたものでございます。

次に 2 ページの附則部分でございますが、第 5 条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等につきましては、法改正にあわせて改正を行うものでございまして、扶養親族の定義を（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項について同じ。）としたものでございます。

次に第 6 条、特定一般用医薬品等購入費を払った場合の医療費控除の特例につきましては、法改正にあわせて年度改正を行い、医療費控除の特例期限を令和 9 年度までと延長するものでございます。

最後に 3 ページの附則部分でございますが、第 1 条施行期日につきましては、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するとしております。また、ただし書き部分につきましては、令和 6 年 1 月 1 日から施行するとしてものでございます。次に第 2 条の方では、町民税に関する経過措置を記述しておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 14 「議案第 4 号」 多良木町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 14、議案第 4 号、多良木町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を定めることについての説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） それではご説明申し上げます。

議案第 4 号、多良木町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

次のページの新旧対照表の方でご説明申し上げます。今回、上の原にございます特定公共賃貸住宅の 1 号棟におきまして、入居されてる方に譲渡のお話をしましたところ、譲渡の希望がございましたので、今回、6 月末をもって、町営住宅の管理から外す必要がございますので、1 号棟を別表 1 の上の原住宅の 1 号棟を削り、削除するものでございます。

理由としましては、この度上の原特定公共賃貸住宅が築 20 年を経過しまして、20 年以上継続して入居している方と平成 26 年にですね、取り交わしております譲渡に関する覚書によりまして、譲渡に関する意向調査を実施しましたところ、1 号棟にお住まいの 1 世帯より、譲渡希望の申し出がありましたので、譲渡するにあたり、町の管理から除外する必要がございますので、多良木町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を定めるものであります。

なお、今回の対象は上の原特定公共賃貸住宅の 1 号棟を譲渡する予定となっております。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

日程第 15 「議案第 5 号」 令和 3 年度多良木町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 15、議案第 5 号、令和 3 年度多良木町一般会計補正予算（第 2 号）について説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第5号についてご説明申し上げます。

令和3年度多良木町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正で第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,593万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億5,103万4,000円とするものでございます。地方債の補正で第2条で変更を行っております。

今回の補正につきましては、ふるさと納税関係予算の増額、それから補助事業の採択や変更、また人事異動によります人件費の移動が主なものとなっております。

6ページをお願いいたします。第2表で地方債の補正でございます。変更でございまして、起債の目的欄の4、災害復旧事業債を補正後で9,680万円とするものでございます。250万円の増でございます。内容は事項別明細書の方でご説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。歳入でございますが、款の14、国庫支出金、項の2、国庫補助金、目の1、総務費国庫補助金、節の1、総務費国庫補助金で、説明欄の社会保障・税番号制度システム整備費補助金で203万5,000円を計上いたしております。これは戸籍副本等の情報送信経費で100%補助でございます。それから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で600万円を計上いたしております。営業時短要請負担金分でございます。目の2、民生費国庫補助金、節の2、児童福祉費補助金で799万7,000円を補正いたしております。説明欄の方に子育て世帯生活支援特別給付金事業費、事務費として計上いたしておりますが、新型コロナの影響によります給付事業で100%補助でございます。

款の15、県支出金、項の2、県補助金、目の4、農林水産業費県補助金、節の1、農業費県補助金、説明欄の2行目ですが、攻めの園芸生産対策事業費県補助金で837万4,000円を計上いたしております。耐風性ハウス施設導入事業で単県補助でございます。3分の1の補助でございます。次の強い農業・担い手づくり総合支援事業費県補助金で512万3,000円でございます。農業用機械施設等導入事業で10分の3の補助で、融資残の補助でございます。次の自給飼料増産総合対策県補助金で180万円を計上いたしております。これは酪農家向けで単県補助で2分の1以内の補助でございます。節の3、林業費県補助金176万4,000円の減額をいたしておりますが、間伐搬出事業の補助事業が変更になりまして、説明欄のとおり増減をいたしております。この減額の中には、久米財産区分も入っております。

目の7、災害復旧費県補助金、節の4、令和2年7月豪雨被災者等支援交付金で783万円を計上いたしております。これは県が設置いたしました球磨川流域復興基金による交付金でございます。今回、森林作業道自立復旧支援に620万円、農業用水路農道自力復旧支援に133万円、地域コミュニティ施設等再建支援、これは久米の熊野座神社の排水施設ですが、それに30万円分を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。款の16、財産収入、項の2、財産売払収入、目の1、不動産売払収入、節の1、土地建物売払収入で619万8,000円を計上いたしております。先ほど説明がありました特定公共賃貸住宅上の原団地の1号棟の譲渡分でございます。節の2、その他不動産売払収入2,156万円を町有林立木売払収入を計上いたしております。先ほど説明がありました主伐事業分について計上いたしております。

款の17、寄附金、項の1、寄附金、目の2、指定寄附金で5,000万円を計上いたしております。多良木町ふるさと応援寄附基金ということで、令和2年度の実績を参考にしまして、目標額を1億円とするものでございます。

款の18、繰入金、項の1、基金繰入金、節の4、多良木町森林環境譲与税基金繰入金で1,391万3,000円を計上いたしております。当初予算で災害復旧工事に計上いたしました生活環境保全林管理道、これあの妙見野の管理道になりますが、こちらの事業を譲与税を財源として実施するために今回計上するものでございます。

款の19、繰越金、1,299万6,000円を計上いたしております。今回補正の財源調整で計上し

たものでございます。

11 ページをお願いいたします。款の 21、町債、目の 8、災害復旧債、節の 2、林業用施設災害復旧事業債で 1,430 万円を減額いたしております。先ほど申しました生活林道災害復旧事業を森林環境譲与税事業に変更したためでございます。節の 3、特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業債で 1,680 万円を計上いたしております。くま川鉄道災害復旧事業ということで、多良木町負担分を借り入れするものでございます。こちらは交付税の算入率が 95%でございます。

12 ページをお願いいたします。ここから歳出でございますが、この補正には、4 月の人事異動によります人件費の移動の補正も含んでおります。その分につきましては、説明を省略させていただきます。款の 2、総務費、項の 1、総務管理費、目の 7、施設管理費、節の 10、需用費 110 万 4,000 円修繕料として計上いたしておりますが、管理しております運動広場などの管理上支障のある箇所の修繕料として計上をいたしております。

目の 9、企画費の節 1、報酬から次のページの 13 ページの 4 の共済費、それから 12 の委託料の説明欄の地域おこし協力隊員コーディネート等業務委託料まで減額をいたしておりますが、その次の説明欄で事業者雇用型地域おこし協力隊運營業務委託料ということで 1,080 万円計上いたしております。こちらの方に組み替えてたらぎ財団などの事業者が直接雇用できる形態に変更するものでございます。

目の 13、諸費、節の 18、負担金補助及び交付金で 1,688 万 5,000 円。補助金でくま川鉄道経営安定化補助ですが、括弧書きで災害復旧費として計上いたしております。令和 3 年度の総事業費の 4 億 3,592 万 4,000 円のうちの 25%、1 億 898 万 1,000 円となりますが、その金額を 10 市町村で負担するものでございます。多良木町の負担分につきましては、通常の経営安定化補助金の率で算出された金額となります。

目の 14、基金費、節の 24、積立金、説明欄の多良木町ふるさとづくり納税寄附基金積立を 2,000 万円減額いたしております。先ほどの条例改正でも説明いたしましたが、寄附額の 3 割を積み立てするために、当初の 5,000 万円から減額をするものでございます。次の多良木町森林環境譲与税基金積立を 864 万 8,000 円減額いたしております。本年度交付される金額につきましては全額、今年度の事業に充てるために積立を行わないこととするものでございます。

目の 18、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、節の 18、負担金補助及び交付金で 600 万円を計上いたしております。営業時間短縮要請負担金ということで、熊本県の飲食店への営業時間短縮要請に伴いまして、協力金の 1 割負担を県が市町村に要請をいたしております。実際の時短要請の協力金は県が支払いを行いまして、町から県へ支出をすることになります。600 万円を計上したものににつきましては、42 店舗で 29 日間想定して 600 万円として計上いたしております。

目の 19、ふるさと納税推進事業費で 7,789 万 7,000 円を今回計上いたしております。こちらは新たに目を設置いたしまして、これまでまちづくり推進事業費、それと地産地消推進事業費に予算を計上いたしておりました。今現在もう既に執行しております歳出予算がありますので、今回の補正の後に、その支出している分につきましては科目更正を行いまして、次の補正以降で元の予算を減額することといたしております。財源の内訳としまして一般財源に 789 万 7,000 円を充てておりますが、これは今年度に限り、令和 2 年度寄附に係ます 3 月分の支払未精算分、それから返礼品未発送分を加算して財団へ補助を行うために計上いたしましたものでございます。

節の 7 の報償費から次のページの 14 ページをお願いいたします。節の 13 の使用料及び賃借料までにつきましては、これは町で支出が必要なさとふる分の経費でございます。節の 18 の負担金補助及び交付金で 6,612 万 2,000 円を補助金としまして計上いたしております。こちらがたらぎまちづくり推進機構へ支出するものでございます。

項の3、戸籍住民基本台帳費、目の1、戸籍住民基本台帳費で次の15ページになりますが、節の12、委託料で203万5,000円戸籍副本等送信委託料を計上いたしております。歳入でも説明いたしましたが、戸籍事務への番号制導入に伴うものでございます。

16ページをお願いいたします。下の方になりますが、款の3、民生費、項の2、児童福祉費、目の4、子育て世帯生活支援特別給付事業費で800万円を計上いたしております。新型コロナウイルス感染症による影響長期化で低所得の子育て世帯への支援を行うもので、全額国庫負担の事業でございます。支給対象者は児童扶養手当受給者以外の住民税非課税の子育て世帯で、給付額が18歳に達する日以降の3月31日までにある児童1人当たり一律5万円ということでございます。現在140名を受給見込みで計上いたしております。各節説明欄のとおり、事務費、それから交付金を計上したところでございます。

17ページをお願いいたします。款の4、衛生費、項の1、保健衛生費、目の7、環境衛生費、節の10、需用費で236万1,000円を計上いたしております。今年度からリサイクルストックヤードを行っておりますが、事業を開始して必要な資材、あるいは施設の関係の修繕が生じておりますので、説明欄のとおり計上するものでございます。

18ページをお願いいたします。目の10、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で467万5,000円を計上いたしております。人員が不足しておりますために、各節説明欄のとおり会計年度任用職員1名分を計上いたしております。

款の6、農林水産業費、項の1、農業費、目の3、農業振興費、次の19ページになりますが、節の18、負担金補助及び交付金で補助金、まず攻めの園芸生産対策事業補助に935万3,000円を計上いたしております。歳入でも申し上げましたが、耐風性ハウス施設の導入事業で参加農家数は5戸となっております。町内が3戸、あさぎり町1戸、湯前町1戸ということで、対象作物はキュウリでございます。うち、町内の3戸分につきましては、町補助金97万9,000円をかさ上げして計上をいたしております。強い農業・担い手づくり総合支援事業補助で512万3,000円を計上いたしております。人農地プランの中心経営体等に対します、農業用施設、農業用機械施設等の導入支援で2経営体が対象でございます。導入機会はコンバイン、トラクター、米乾燥機などがございます。融資残に補助を10分の3するというで計上いたしております。

目の7、畜産業費、節の18、負担金補助及び交付金で180万円です。補助金といたしまして、自給飼料増産総合対策事業補助でございます。多良木町飼料生産組合、酪農家が3戸でございますが、事業内容につきましては、大豆、ホールクロップサイレージの生産などがございます。単県補助で2分の1以内の補助でございます。

目の10、農地費、節の10、需用費で200万円を修繕料として計上いたしております。令和2年7月豪雨によります農業用施設の修繕で、既にもう予算を支出済みでございまして、今後のために補正をするものでございます。

20ページをお願いいたします。項の2、林業費、目の3、造林費で1,156万9,000円を計上いたしております。節の11、役務費、12、委託料につきましては、主伐事業の経費を増額いたしております。委託料の説明欄のとおり、補助事業の変更による組み替えでございます。節の27、繰出金で321万円減額をいたしております。財産区への間伐事業の繰出金を減額しておりますが、補助事業の変更に伴いまして、令和2年度と令和3年度の当初におきましては、繰出金で計上しておりましたが、こちらが不要となります。財産区には直接補助が行くということになることでございます。

目の7、森林環境譲与税事業費です。節の12、委託料で説明欄の測量設計業務委託料に200万、次の21ページになりますが、節の14、工事請負費に2,000万計上いたしております。森林普及啓発道機能回復工事ということで、歳入でも説明いたしましたが、妙見野管理道の事業をこちらに組み替えるものでございます。

款の7、商工費、項の1、商工費、目の2、商工業振興費、節の18、負担金補助及び交付金、金額は298万3,000円ですが、補助金で、空き家・空き店舗等活用事業補助でございます。補助率は2分の1で上限が100万円ということで、現在4件が申請をされているということでございます。22ページをお願いいたします。

款の9、消防費、項の1、消防費、目の3、消防施設費、節の18、負担金補助及び交付金で114万3,000円を計上いたしております。消火栓移設負担金ということで、上水道への負担金でございます。

24ページをお願いいたします。下の方の款の11、災害復旧費、項の1、農林水産施設災害復旧費、目の1、農業用施設災害復旧費、節の18、負担金補助及び交付金に200万円を計上いたしております。農業用水路・農道自力復旧支援事業補助（球磨川流域復興基金）ということで、こちらを活用した補助でございます。復旧事業費が40万円未満のもので、全額を補助するというところでございます。現在は5カ所を想定しているところでございます。

目の2、林業用施設災害復旧費で、節の12の委託料と節の14の工事請負費につきましては、先ほど申しましたとおり、森林環境譲与税事業への組み替えでございます。節の18、負担金補助及び交付金で620万円を計上いたしております。森林作業道自立復旧支援事業補助でございます。こちらにも球磨川流域復興基金を活用する補助でございます。補助上限が31万円で、20路線を想定しているところでございます。先ほどの農業用水路、農道、それからこちらの森林作業道につきましても、いずれの補助金につきましても、令和2年7月豪雨災害に係るものということでございます。

25ページからは給与費明細を付けております。

あと30ページの方に地方債の現在高の調書を付けているところでございます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

日程第16 「議案第6号」 令和3年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第16、議案第6号、令和3年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）について説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） それでは、議案第6号についてご説明をさせていただきます。

令和3年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正ということで第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

今回の補正につきましては、当初予算では、利用間伐事業を間伐等森林整備促進対策事業により実施する予定でしたが、県から、令和2年7月豪雨による災害対策事業として位置づけられました、森林環境保全整備事業を積極的に活用するという指導がございましたので、事業の変更を行うものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、5ページをお開きいただきたいと思っております。まず歳入になりますけれども、款2、繰入金、項1、基金繰入金、目1、財産区基金繰入金、補正額が24万9,000円となっております。こちら基金とりくずしとなりますけれども、下の方で説明いたしますけれども、事業が変わりまして、その差額分をこの基金とりくずしで対応させていただきたいと思っております。

その下の款2、繰入金、項2、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金、補正額が320万9,000円の減額となっております。こちらが間伐等森林整備促進対策事業繰入金となっておりますが、こちらが久米財産区単独で事業申請できなかつたために、町が代理申請をし、財産区の

方へ繰り入れをしたという形になった財源でございます。

その下が款 5、県支出金、項 1、県補助金、目 1、農林水産業費県補助金 296 万円の補正となっております。こちらが森林環境保全整備事業費県補助金ということになります。こちらの方ですね、補助事業の補助金の差額につきまして、24 万 9,000 円ございますけれども、令和 3 年度に間伐等森林整備促進対策事業の要綱が改正されまして、補助金の額が面積単価から質材料単価に変更がっております。今回、事業の変更に伴います森林環境保全整備事業と最終的には変わらない金額になるというところで今のところは試算をしているところでございます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。歳出になります。款 2、財産造成費、項 1、管理費、目 1、財産造成管理費になります。こちら補正額はゼロとなっております。説明の方ですね、事業の変更に伴います増減を入れております。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

日程第 17 「議案第 7 号」 令和 3 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 17、議案第 7 号、令和 3 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、議案第 7 号につきましてご説明させていただきます。

令和 3 年度多良木町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正、第 1 条。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 58 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 4,791 万 2,000 円とするものでございます。今回の補正につきましては、人事異動に伴います時間外勤務の増及び介護予防サービスの利用料の増によるものが主な要因でございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

5 ページをお開きください。それでは歳入でございます。款の 3、国庫支出金、項の 1、国庫負担金、目の 1、介護給付費負担金です。こちらにつきましては、6 万 7,000 円を計上しております。次に款の 4、支払基金交付金、項の 1、支払基金交付金、目の 1、介護給付費交付金 9 万 1,000 円を計上しております。こちらは第 2 号被保険者分でございます。次に款の 5、県支出金、項の 1、県負担金、目の 1、介護給付費負担金 4 万 2,000 円を計上させていただいております。次に款の 7、繰入金、項の 1、一般会計繰入金、目の 1、介護給付費繰入金 4 万 2,000 円を計上しております。一つ飛ばしまして款の 8、繰越金、項の 1、繰越金、目の 1、繰越金です。9 万 3,000 円を計上させていただいております。

ただいまご説明いたしました補正につきましては、今回、補正予算で介護予防サービス費を 33 万 5,000 円増額補正しておりますので、それに対する財源分を法定割合に基づき計上しております。

一つ戻りまして繰入金、1 の一般会計繰入金、2 のその他一般会計繰入金、節の 1、事務費繰入金です。24 万 7,000 円を計上させていただいております。こちらにつきましては、歳出予算で職員の超過勤務手当と研修参加時負担金合わせまして 24 万 7,000 円を増額補正しておりますので、その同額を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に歳出予算の補正につきましてご説明いたします。6 ページをお開きください。歳出でございます。款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費、補正額 22 万 4,000 円を計上しております。内訳としまして、節の 3、職員手当等は超過勤務手当を 18 万 6,000 円、18、負担金補助及び交付金としまして、認知症地域支援推進員研修時の受講料としまして 3 万 8,000 円を計上させていただいております。この受講料の補正につきましては、令和 2 年度に

受講を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、研修会が開催されず、また本年度におきましても開催が未定となっておりますが、今回オンラインでの開催が決定しましたので、補正予算にて予算計上させていただいております。

次に款の 1、総務費、項の 2、徴収費、目の 1、賦課徴収費、こちらも超過勤務手当 2 万 3,000 円を計上させていただいております。次に款の 2、保険給付費、項の 3、高額介護サービス等費、目の 1、高額介護サービス等費、節の 18、負担金補助及び交付金、こちらは高額介護予防サービス費の負担金として 20 万 1,000 円を計上させていただいております。次に款の 2、保険給付費、項の 6、特定入所者介護サービス等費、目の 1、特定入所者介護サービス等費、節の 18、負担金補助及び交付金、こちらは特定入所者介護予防サービス等の負担金として 13 万 4,000 円を計上させていただいております。

こちらは前段でご説明いたしましたが、高額介護予防サービス費と特定入所者介護予防サービス費の補正につきましては、それぞれ利用料が当初の見込みより増加しておりまして、既に年間予算に不足が生じることが見込まれますことから補正をお願いするものでございます。

7 ページからは、給与費明細書を添付しております。

これで説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（高橋裕子さん） 以上で日程第 11、議案第 1 号から日程第 17、議案第 7 号までの説明が終わりました。

以上の議案については、6 月 14 日に審議・採決を行います。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(午後 0 時 04 分散会)